

# 審議結果 〈3月定例会〉

賛成…○ 反対…× 欠席…欠 退席…退

(議長は採決に加わりません)

議案番号	件名と主な内容 (件名は一部省略しています)	議決結果 賛13・否0	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	議長
			議決結果 賛13・否0	高坂恭子	鎌形邦雄	勝又一徳	山口清	木川広昭	那須保秋	菅澤環	土井秀敏	菅澤昌則	所一重	土井清司	石渡悦子	椎名義光	加瀬芳廣
議案第1号	町道路線の廃止…栗山川に架かる橋梁の老朽化等により、道路構造物から橋梁を除くため廃止するもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
2	町道路線の認定…町道3049号線の延伸及び議案第1号により橋梁を除いた町道部分の認定等。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
3	課設置条例の一部改正…平成25年4月1日から「都市計画室」を「都市計画課」とするもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
4	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正…「医務手当」及び「待機手当」を改正するもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
5	新型インフルエンザ等対策本部条例の制定…新型インフルエンザ等対策特措法の規定に基づき必要な事項を定めるもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
6	指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…地域主権改革一括法により、省令から条例に委任されることとなったことによる改正。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
7	指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例…地域主権改革一括法により、省令から条例に委任されることとなったことによる改正。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
8	重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正…平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となることに伴い、文言の改正を行うもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
9	障害福祉サービス給付認定審査会の委員定数等を定める条例の一部改正…平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となることに伴い、文言の改正を行うもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
10	国保多古中央病院の使用料、手数料に関する条例の一部改正…診療報酬の改定に伴い、訪問看護に係る医療保険の適用となる訪問時間等の改正を行うもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
11	町が管理する町道の構造の技術的基準及び町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例…地域主権一括法により、道路法の一部が改正されたことに伴う改正。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
12	急傾斜地崩壊対策事業等分担金徴収条例…事業に要する費用の一部に充てるため、受益者から徴収する分担金に関し必要な事項を定めるもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
13	道路占用料に関する条例の一部改正…道路占用料に電柱、電話柱以外も含めること等の改正。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
14	法定外公共物管理条例の一部改正…法定外公共物において、道路占用料条例と同様の改正を行うもの。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
15	コミュニティプラザ使用料条例の一部改正…半日の区切りを午後1時とすること等の改正。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
16	共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正…五辻共同利用施設を加えること等の改正。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
17	共同利用施設の指定管理者の指定…地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。指定期間は25年4月1日から3年間。	可決 賛13・否0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

6ページへつづく

## 平成25年度予算を

# 討論

### 討論とは

事件や委員長報告、修正案に対する質疑が終わった時は討論に入ります。討論とは現に議題となっている事件に対して、自分の賛成・反対の意見を表明することです。その目的は、自分の意見に反対する人や賛否の意思を決めていない人を自分の意見に賛同させることにあります。

## 反対



反対討論  
椎名 義光 議員

### 給食、国保、介護、後期に反対

議案26号から33号の中で反対するものについて意見を申し上げます。  
議案第27号学校給食センター特別会計は原則を崩さない取り組みで、給食材料などの地場産、国産品の比率を高めて行く中で、食材への補助金が滞納の穴埋めにならないよう、滞納への適切な対応と、議会への報告を行い財政の健全化を求めます。  
議案第28号国民健康保険特別会計は、国保税の負担は重く、軽減の努力が求められていますが、その財源を一般会計から繰り入れができていません。  
議案第30号介護保険特別会計は、1割負担とサービス費用が発生する仕組みのため、保険料の負担軽減、利用料の軽減など制度改革が必要です。  
議案第31号後期高齢者医療特別会計は、保険料の年金天引きを行い、2年ごとに保険料が上がる仕組みです。病気の予防から外来、入院、終末期まであらゆる場面で差別医療が行われる制度であり、廃止することを求め反対します。

## 賛成



賛成討論  
石渡 悦子 議員

### 大きな前進を評価

高齢者への家具転倒防止事業、リフォーム助成など新規事業が盛り込まれ、昨年12月からの子ども医療費助成現物給付など大きな前進があり評価します。(仮称)多古こども園建設事業では、幼稚園保育料を一律8000円とし減免・軽減規定を定めると同様、保育園部門でも幼稚園と同じ料金設定の中で考え、軽減・減免の施策を講じ子育て支援の充実を図る必要があります。また、多古台住宅開発は、土地分譲価格を引き下げ、子供を持つ若者の定住化のため、特別に支援策を設けることが少子化対策として必要です。3歳からの教育の成果を測るには、小、中学校の環境整備が不可欠です。30人を超える学級解消のため町費用の先生を増やすことや、特別な条件で子供の転入を募るなど、思い切った施策、予算配分を求めます。また、高齢者福祉費、敬老祝い金の問題では77歳、88歳、100歳以上をお祝いするものに再編成すべきです。高齢者福祉を削って子育てに回すという考えは間違いです。

## 賛成



賛成討論  
鎌形 邦雄 議員

### 全予算案に賛成

子供は家庭の宝であり、町の財産です。安心こども基金交付金を取り込んでのこども園建設事業は、少子化が加速して進む中、(それに)歯止めをかける意味でも、また、教育内容の充実を図るためにも重要だと思えます。こども園の整備等に充てるため、今年度の町債は9億3700万円余となり、地方債残高も24年度末の32億2600万円余から25年度末残高では、38億9600万円と大きく増加する見込みとなっていますが、地方債残高の約3分の2にあたる24億5千万円余は臨時財政対策債であり、償還に係る費用については後年度の地方交付税に算入されることから心配無いと考えます。完成間近の町道飯笹・西古内線、多古高校後援会への助成、東日本大震災の教訓を生かした防災情報等のメール配信サービスを始めとする防災事業。  
他の予算案についても、町民の健康と幸せ、町政の発展と住民に配慮した予算組みがなされているので、全ての予算案に賛成します。

※臨時財政対策債とは…国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部をとりあえず臨時財政対策債として地方自治体に借金させて窮状をしのぎ、借金の返済時に地方交付税として地方自治体に返すという趣旨で設けられたもの。臨時財政対策債は交付税措置のある地方債で、特徴として借りたお金を自由に使い、返済額の100%を地方交付税措置(基準財政需要額に算入)してもらえるもの。